

警察公論第 80 巻第 4 号本誌お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P151 刑法 11 掲載図表「科刑上一罪と併合罪」

【訂正前】

科刑上一罪	観念的競合と牽連犯の 2 つを科刑上一罪といい、成立した数罪のうちで最も重い罪の法定刑によって処断される。	
	牽連犯	1 個の行為が同時に複数の犯罪に当たる場合をいう。 例 X は、1 つの手榴弾を投げて爆発させ、A と B を殺害した。 → A に対する殺人罪、B に対する殺人罪の 2 罪が成立するが、行為が 1 つしかないので、観念的競合となる。
	牽連犯	各犯罪が手段と目的、原因と結果の関係にある場合をいう。 例・住居侵入と侵入先での犯罪（窃盗、強盗、殺人等） ・目的犯（文書偽造罪）と目的を実現する犯罪（偽造文書行使罪） ・偽造罪関係（偽造私文書行使罪と 1 項詐欺罪）
併合罪	同時に裁判される可能性のある場合で、科刑上一罪に当たらないものをいう。犯罪間の関係が観念的競合でも牽連犯でもなければ、併合罪となる。	

【訂正後】

科刑上一罪	観念的競合と牽連犯の 2 つを科刑上一罪といい、成立した数罪のうちで最も重い罪の法定刑によって処断される。	
	観念的競合	1 個の行為が同時に複数の犯罪に当たる場合をいう。 例 X は、1 つの手榴弾を投げて爆発させ、A と B を殺害した。 → A に対する殺人罪、B に対する殺人罪の 2 罪が成立するが、行為が 1 つしかないので、観念的競合となる。
	牽連犯	各犯罪が手段と目的、原因と結果の関係にある場合をいう。 例・住居侵入と侵入先での犯罪（窃盗、強盗、殺人等） ・目的犯（文書偽造罪）と目的を実現する犯罪（偽造文書行使罪） ・偽造罪関係（偽造私文書行使罪と 1 項詐欺罪）
併合罪	同時に裁判される可能性のある場合で、科刑上一罪に当たらないものをいう。犯罪間の関係が観念的競合でも牽連犯でもなければ、併合罪となる。	

以上